

社会福祉法人凌雲堂役員等の報酬等の基準

(平成 28 年 12 月 8 日開催の理事会・評議員会で承認)

(令和 5 年 5 月 24 日理事会で承認・令和 5 年 6 月 9 日評議員会で決議)

(社会福祉法人凌雲堂「定款」及び「規程集」より抜粋)

【評議員】

社会福祉法人 凌雲堂定款 第 2 章 評議員 (評議員の報酬等)

第 8 条 評議員の報酬は無報酬とする。

【役員】

社会福祉法人 凌雲堂定款 第 4 章 役員及び職員 (役員の報酬等)

第 21 条 理事及び監事の報酬は評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

社会福祉法人凌雲堂 役員等報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は社会福祉法人凌雲堂（以下「法人」という。）の定款第 8 条および第 21 条の規定に基づき役員（理事、監事）及び評議員（以下「役員」という。）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第 2 条 年額 10,000,000 円を上限額とする。（ただし、当法人の収支等を勘案し、上限額の範囲で変動する。）

(費用弁償)

第 3 条 役員が本法人に関する職務のために旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 前項の規定により支給する額及び方法等については、社会福祉法人凌雲堂職員等の旅費規程に定める上級の職のものに関する規定を準用する。ただし、理事会、評議員会及びその他の会議等に一日行程により出席した場合の費用弁償は次のとおりとする。

3 第 1 条に定める費用弁償の額は次のとおりとする。

（1）理事、監事及び評議員が理事会及び評議員会に出席した時の日当は 1 日につ

き、5,000円を支給する。

- (2) 監事が監査した時及び行政機関等の指導監査等の立会いをした時の日当は1日につき、10,000円を支給する。
- (3) 前各号以外の場合の日当は1日につき、5,000円を支給する。
- (4) 交通費については、下表により支給する。

片道のキロ数	10km 未満 30km 未満	10km 以上 30km 未満	30km 以上 50km 未満	50km 以上
車賃（日額）	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

以上